

## 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学研究倫理綱領」（以下「研究倫理綱領」という。）、「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学研究倫理規程」（以下「研究倫理規程」という。）及び「松山東雲女子大学・松山東雲短期大学研究倫理委員会規程」に基づき、松山東雲女子大学・松山東雲短期大学（以下「本学」という。）における構成員の公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく補助金をいう。

2. 前項に掲げる公的研究費以外の公的研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3. この規程において「研究代表者等」とは、本学の構成員で、第1項及び前項に掲げる研究費補助金を1人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

### (法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

### (公募の申請)

第4条 公募要領により公的研究費に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、研究代表者等は事前に学長の承認を得なければならない。

### (公的研究費の事務管理運営)

第5条 研究代表者等は、公的研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その経理に関する事務を、学長に委任したものとみなす。

2. 学長は、公的研究費の予算執行及び経理に関する業務管理を法人事務局長に委任する。

3. 公的研究費の申請及び経理事務手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口を設置する。相談窓口は、経理課とする。

4. 経理課は、公的研究費の使用ルール等を構成員に対して周知徹底する。

5. 公的研究費に関する事務処理は、経理課が行う。

6. 法人事務局長は、効率的かつ適正な予算執行管理を行うとともに、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。

### (経理事務の準拠)

第6条 公的研究費に係る支払事務、旅費事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費を管轄する官庁の定める取扱規程並びに「松山東雲学園経理規程」、「松山東雲学園旅費支給規程」等に基づく定めによるものとする。

### (行動規範等)

第7条 本学の構成員は、公的研究費は公的資金によるものであり、本学の責任において管理するものであることを十分に認識し、「研究倫理綱領」及び「研究倫理規程」を遵守しなければならない。

2. 最高管理責任者は、研修、指導等のコンプライアンス教育を通じて、研究倫理綱領を周知徹底し、関係者の意識向上に努めなければならない。

3. 最高管理責任者は、コンプライアンス教育の実施に際して、受講者の受講状況および理解度について把握しなければならない。

4. 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、以下に示した内容を含む誓約書等の提出を求める。

- (1) 機関の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合には、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担す

ること

(公的研究費の預託)

第8条 公的研究費の受入れ口座は、交付者が指定する名義の口座とする。

(間接経費の譲渡)

第9条 研究代表者等は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

(設備等の寄付手続等)

第10条 学長は、公的研究費により取得した設備・備品(以下「設備等」という。)の寄付受入に関する権限を、法人事務局長に委任するものとする。

2. 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、寄付を行わなければならない。

(備品管理)

第11条 前条第1項に掲げる設備等を取得したときは、「松山東雲学園固定資産及び物品管理規程」に準じ、備品台帳に登録しなければならない。

(事故等の報告)

第12条 研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨法人事務局長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、両教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. この規程は、2015年2月23日から施行する。
2. この規程は、2016年9月12日から施行する。
3. この規程は、2018年4月1日から施行する。